

平成26年度救護施設りんくうみなと事業計画書

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

りんくうみなとは、生活保護法第38条第2項に定められた救護施設であり、保護の実施機関より依頼された、身体や精神に障がいがあり、経済的な課題も含めて日常生活を送ることが困難な人たちを対象に、生活全般の支援を行うことにより、健康で安心してゆとりと生きがいの持てる、生活の場を提供することを目的とします。

2. 基本方針

救護施設の動向においては、平成19年4月に出された「救護施設の在り方に関する特別委員会」の最終報告の中に、地域生活移行支援を一層強化する事が示され、各施設で地域生活移行支援を進める事業を活用しながら、その取り組みが進められています。当施設においてもその事業を視野に入れ、積極的に地域移行への支援を進めていきます。

自立支援の観点からは、利用者の人権と自己決定を尊重し、「その人らしい、心豊かな生活の実現」を理念とし、個別支援計画に基づき地域あるいは施設内での自己実現を目指していきます。

また、利用者が安心して適正なサービスが受けられるように、常に施設運営の透明性を意識し、ホームページ上にて公開するなど積極的に情報発信してまいります。そのためには、客観的に評価・見直しできるような職員の意識、資質の育成が不可欠であり、法令遵守とマニュアルを基本とし、積極的に柔軟なサービスが提供できるように職員研修等を有効活用し、職員の資質向上を図ってまいります。

中長期的計画については、高齢化・重度化に伴う日常生活動作（ADL）の低下を予防するため医療機関との連携を強化し、利用者の変化に適切に対応できるような体制を整えていくとともに、ボランティアを始めとする社会資源等も有効活用し、「生活の質」を高めるための取り組みを進めていきます。建物・設備については、通常の修繕工事の他、立地条件から塩害によるメンテナンスが必要となりますので、その資金の確保に努めていきます。

3. 利用者への支援

3-1 個別支援計画

利用者の自立支援を促進するために、個別支援計画の見直し推進強化を図り、日常生活の中に可能な限り自己選択できるシステムを取り入れ、その人らしい生活が実現できるよう支援していきます。

3-2 人権への配慮

利用者一人ひとりの人権が尊重されるよう、また利用者に対する虐待防止を図るため、虐待防止マニュアルを設置します。施設運営の迅速な改善を図るとともに、施設に対する社会的な信頼を向上させ、利用者の人権を保護し、健全な支援を提供することを周知徹底していきます。また施設内外の研修も活用しながら職員のスキルアップにも力を注いでいきます。

3-3 プライバシー・個人情報保護

利用者のプライバシーを尊重し、個人情報保護に関しては個人情報保護法に基づき策定した、当法人の「個人情報に関する方針（プライバシーポリシー）」及び「個人情報保護規定」に基づいて慎重に取扱い、安全な情報管理のもとに個人情報が外部に漏洩することのないように徹底していきます。

3-4 情報公開

情報公開については、福祉サービス第三者評価結果を公表し結果として利用者の適切なサービス選択に資するための情報開示をしています。ホームページ上で、日常生活及び支援の様子、施設運営などに触れ情報発信していきます。また、内容の充実を図りつつ、情報を広く一般に開示することで施設運営の透明性を図っていきます。

3-5 苦情解決

利用者・家族・一般の方からのサービス、その他に関わる苦情や意見に関しては窓口を設けて、公平かつ迅速に対応していきます。また、施設内に意見箱を設置し利用者からの苦情申し出が容易にできる環境を作ります。担当職員を設け、さらに第三者委員を設置して苦情解決のための体制作りを行い、苦情申し出者が不利にならないように十分に配慮した解決策を提示し、利用者が安心して自分の意見を出しながら、よりよいサービスが受けられるよう改善していきます。

3-6 家族との連携

家族との交流のある利用者については、家族に対しても積極的に情報公開して、

連携を密にし、よい協力関係を持ちながら利用者支援に役立てるように調整していきます。定期的に発行しているりんくう新聞を希望される家族に送付し施設での出来事を公開していきます。

3-7 機能訓練

自立支援の推進のために、個々の残存能力を確認し生活の場面で出来る機能訓練を設定し、自立を目指し生活全般への意欲向上を図っていきます。

毎日のラジオ体操及び散歩による運動機能の維持向上に努めていきます。

3-8 作業支援

簡易作業・清掃作業等を通じて日々の生活リズムを整え、労働意欲を継続させていくとともに社会復帰への意欲向上を図っていきます。

3-9 余暇活動(クラブ活動)

利用者の気分転換や生きがいにつながるように、画一的なものだけでなく、個々の目的や能力にあったグループ別、機能別の活動を提供していきます。

3-10 利用者懇談会

毎月、全体での利用者懇談会を実施し、利用者からの希望・要望を伝えて頂く場を設け、幅広い意見を聞くことにより住み良い施設生活の場を提供していきます。

3-11 グループワーク

少人数メンバーの中で接する事により相互間の影響を受け、触れあいやそれぞれの持つ障がいや生活課題を認め合う心を養うなど、利用者個人が変化（成長・発達）できるよう援助していきます。また、個別支援計画とリンクさせた豊富なメニューを提供し、個々の自己実現を図っていきます。

3-12 実習生及びボランティアの受け入れ

利用者への最善のサービスを提供するためにも福祉に関する裾野を広げる取り組みが必要であり、その一つとして実習生を受け入れ指導することは、実習生が福祉的センスを身につけるとともに、自らの実践の後継者を確実に広げることにつながり、積極的に受け入れていきます。

また、ボランティアの受け入れについても施設への理解を得るとともに、地域社会との接点、交流の機会として適切に受け入れていきます。

4. 健康維持管理サービス

4-1 保健・医療サービス

春季と秋季に健康診断を実施し、内科・精神科医等による定期的な健康相談を行うことで疾病の早期発見と早期治療に努めていきます。インフルエンザやノロウイルス等の感染症についてはマニュアルに基づき、発生予防に努めていきます。また、歯科医と連携した個別の口腔ケアにも取り組んでいきます。

4-2 食事・栄養サービス

利用者にとって食事は大きな楽しみの一つでもあり、定期的に嗜好調査を行い利用者ニーズに応じた食事を提供するとともに、選択メニュー・鍋料理・特別献立等を提供する機会を増やし、楽しく豊かな食事の提供に努めます。また、献立表にはカロリーや塩分表示をすることで、食と健康に対する関心度を高め、正しい理解が得られるようにしていきます。

5. 危機管理対策

5-1 災害対策

出火防止、災害防止のため毎月1回防災設備点検管理を行い、不備欠陥のないように安全確保に努めるとともに、所轄の消防署と合同での災害訓練により災害防止に対する意識を、職員・利用者共に深めていけるようにしていきます。

5-2 防犯対策

不審者の侵入を未然に防止するために、防犯用ビデオカメラを設置すると共に職員にはその対応について訓練を行い、利用者の安全の確保に努めます。

6. 職員に関すること

6-1 研修

研修会・講習会等に積極的に参加し、職員の意欲・資質の向上を図っていきます。また、新任職員については、日常業務及び利用者への支援方法についてスムーズに習得できるよう担当者を配置し、育成に努めていきます。

「全国救護施設研究協議会」、「近畿救護施設研究協議会」、
その他各種研修会

6-2 プリセプター制度の導入

新任職員の育成に重点を置き、プリセプター制度を導入して、業務指導をはじめ、様々な側面での精神面のサポートを行いながら、職員のスキルアップを図ります。

6-3 諸会議

6-3-1 職員会議(月1回)

職員会議は職員全体を対象として開催され、具体的な施設運営・利用者へのサービス向上等の方針を決定する重要な会議であり、施設長の考え・方向性を確認し、組織の方向性を周知徹底するという重要な機能を果たしています。

6-3-2 サービス検討会議(月1回)

利用者サービスに関するすべての問題を協議し、スタッフ全体で共有化し、問題の解決を図っていきます。個別利用者のサービスについては利用者個々の目標やニーズに沿った個別支援計画書の策定及び見直しを行い、より適切なサービスが提供できるように考えていきます。また、それぞれのサービスについて担当者を決め、随時見直し改善を図っていきます。

6-3-3 職員研修会(随時)

職員研修会を行うことにより、職員の資質の向上と問題意識の整理、知識・技術の修得により、質の高いサービス・ケアが行えるようにしていきます。

「各種業務について」「人権研修」「新任研修」「施設の防災について」他外部研修についても、研修に参加した内容を全職員に伝達する機会を設けて、情報の共有化に努めていきます。

6-3-4 苦情解決委員会(随時)

利用者からの苦情を受け止め、その問題を解決してよりよいサービスが提供できるように検討していきます。また、苦情解決報告書を3ヶ月毎に作成し、苦情解決第三者委員へ報告していきます。(提出月 4月、7月、10月、1月)

6-3-5 リスクマネジメント委員会(随時)

事故の未然防止のためにリスクマネジメント委員を設置し、随時委員会を開く中でリスクに関するデータ収集(事故及びヒヤリ・ハット報告書)とその分析を実施し、再発防止を図っていきます。

6-3-6 感染症・食中毒対策委員会(随時)

感染症予防や食中毒予防対策について考え、医療と介護の連携を強化しながら徹底した対応ができるようしていきます。

6-3-7 防災会議(月1回)

利用者の生活の安全確保のために防災対策の認識を深め、問題の解決について

検討協議していきます。また、防災四季別標語を掲示し意識向上に努めていきます。

6-3-8 食事サービス会議(月1回)

食事に関する全般的な意見交換・調整を行い、より満足度の高い食事が提供できるよう考えていきます。

6-3-9 マニュアル整備検討委員会(随時)

利用者支援業務内容について、安定したサービスが提供できるよう、随時マニュアルを見直し更新することを目的として委員会を開催します。

7. 地域移行支援事業の推進

7-1 (救護施設居宅生活訓練事業)

救護施設に入所している利用者が円滑に居宅生活に移行できるようにするため、施設の近隣で訓練用住居を確保し、実際に居宅生活に近い環境で実験的に日常生活訓練・社会生活訓練を行うことにより、スムーズな居宅への移行へ繋がるよう支援を行います。

概要 訓練棟 3部屋/3名を対象とする。

ハイツマルニシ 大阪府泉南市男里7丁目7-5

訓練期間 6ヶ月

7-2 保護施設通所事業

救護施設退所者を、当施設への通所、又は職員が居宅等へ訪問しての生活指導等を実施することで、居宅で継続して安定した自立生活が送れるように支援するとともに、施設から居宅への移行促進と緊急時の受入等の有効活用を行い、利用者の選択の幅が広がる支援を実施します。

内容 「通所訓練」 施設通所による、生活指導及び就労指導等

「訪問指導」 居宅等へ訪問による生活指導等

8. 福祉サービス第三者評価への取り組み

「福祉サービス第三者評価」を受審してます。当施設の組織運営、マネジメントの力や現在提供されているサービスについて外部の客観的な評価を真摯に受け止め、職員全員で分析・共有し不足するサービスの強化や改善事案の検討を重ねることで、「信頼され選ばれる福祉サービス事業者」を目指していきたいと考えています。また、長期的にも定期的な受審によりサービスの質の見直し・維持・向上を目指していきます。

9. 地域貢献事業の推進

9-1 緊急入所の推進

救護施設としての役割を発揮し、地域で生活に困窮している利用者の迅速な受け入れ体制を確立し、実施機関との連携を密にとり、いち早く社会復帰に向けての支援プログラムを提供できるようにします。

9-2 中間的就労の推進

生活困窮者支援制度に基づき、本格的な一般就労が難しい方を対象に、就労体験及び就労訓練を目的として中間的就労の場を提供し、一般就労が出来るよう、困窮状態から脱却できるよう支援します。

9-3 生活困窮者支援

全国救護施設協議会が掲げる「救護施設が取り組む生活困窮者支援の行動指針」にもとづき、セーフティネット機能の強化、地域生活移行支援機能の強化、施設退所者や地域の生活保護受給者・生活困窮者への支援を推進していきます。